

2 派遣労働相談

【派遣労働をめぐる状況】

派遣労働については、昭和60年の法制定以降、制度改正が重ねられてきた。平成11年には、派遣対象業務が従来の26業務から原則自由化（一部を除く）され、平成12年には紹介予定派遣制度が導入された。さらに、平成16年3月には、派遣期間の延長（26業務については制限撤廃）が行われ、製造業務への労働者派遣も解禁されたが、その一方で、会社側から雇用申込みの働きかけを行うことも更に強く要請されることとなった。その後、日雇派遣労働者の雇用問題や、平成20年秋以降の景気悪化によるいわゆる『派遣切り』等の問題への対応として、派遣指針の見直しとあわせて労働者派遣法の大規模な改正が行われ、平成24年10月から施行された。このように、派遣労働の範囲の拡大と、派遣労働者の保護強化に関する制度が段階的に整備されてきた。

このような流れの中で、派遣労働については、臨時的・一時的な働き方であることを原則とする考え方の下で、常用代替の防止を図りつつ、派遣労働者の雇用の安定及びキャリアアップを図るため、有期雇用の派遣労働者について派遣先事業所単位及び個人単位での派遣期間の上限設定や、派遣事業者の許可制への一本化などを柱とする労働者派遣法の改正が行われ、平成27年9月30日から施行された。

また、派遣労働者についても令和2年4月から均等・均衡待遇（いわゆる同一労働同一賃金）が適用されており、派遣期間の上限設定と相まって、今後の制度運用の動向を注視する必要がある。

<令和7年度の派遣労働相談の傾向>

- (1) 派遣に関する労働相談は2,127件で、令和6年度より4件（△0.2%）減少した（第6表）。
- (2) 男女別では、男性734件（34.5%）、女性1,393件（65.5%）となっている。
- (3) 労使別では、労働者1,948件（91.6%）、使用者158件（7.4%）、その他21件（0.9%）となっている。
- (4) 産業別では、「サービス業（他に分類されないもの）」が513件（24.1%）と最も多く、次いで「情報通信業」126件（5.9%）、「医療・福祉」101件（4.7%）となっている（第8表）。
- (5) 相談内容では、「派遣関連」（458項目）が最も多く、以下、「労働契約」（454項目）、「職場の嫌がらせ」（420項目）となっている（第9表）。

第6表 年度別・派遣労働相談件数

上段：全体の労働相談件数

下段：派遣労働相談件数

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
労働相談 総 計	52,318件 △1.1%	45,504件 △13.0%	46,269件 1.7%	42,642件 △7.8%	44,440件 4.2%	50,003件 12.5%
派遣 相談件数	2,950件 20.1% 5.6%	2,245件 △23.9% 4.9%	2,128件 △5.2% 4.6%	2,090件 △1.8% 4.9%	2,131件 2.0% 4.8%	2,127件 △0.2% 4.3%

斜体文字は対前年度比（％） 欄下段は構成比（％）

第7表 規模別・派遣労働相談件数

上段：全体の労働相談件数

下段：派遣労働相談件数

	計	30人未満	30～99人	100～299人	300人以上	その他 ・不明
労働相談 総 計	50,003件	6,498件 13.0%	3,756件 7.5%	2,885件 5.8%	7,569件 15.1%	29,295件 58.6%
派遣 相談件数	2,127件	6件 0.3%	18件 0.8%	88件 4.1%	204件 9.6%	1,811件 85.1%

各欄下段は構成比（％）

第8表 産業別・派遣労働相談件数

上段：全体の労働相談件数

下段：派遣労働相談件数

合 計	建設業	製造業	情報 通信業	運輸業、 郵便業	卸売業、 小売業	金融業、 保険業	不動産業、 物品賃貸業
50,003件	1,502件 3.0%	2,505件 5.0%	3,796件 7.6%	1,111件 2.2%	2,932件 5.9%	851件 1.7%	896件 1.8%
派 遣 相 談 件 数	29件 1.4%	17件 0.8%	126件 5.9%	25件 1.2%	54件 2.5%	74件 3.5%	8件 0.4%
2,127件	宿泊業、飲 食サービス業	教育、学 習支援	医療、 福祉	サービス業（他に分 類されないもの）		その他	不 明
	2,243件 4.5%	1,872件 3.7%	5,635件 11.3%	7,866件 15.7%		1,401件 2.8%	17,393件 34.8%
	11件 0.5%	40件 1.9%	101件 4.7%	513件 24.1%		25件 1.2%	1,104件 51.9%

各欄下段は構成比（％）

第9表 派遣労働相談の内容項目

労使別	計	労働者	使用者	その他
合計	3,652	3,288	318	46
労働組合及び労使関係	18 [0.5%]	14	0	4
労働条件	2,017 [55.2%]	1,839	158	20
就業規則	28 [0.8%]	23	4	1
労働契約	454 [12.4%]	429	23	2
労働条件変更	62 [1.7%]	60	0	2
配転・出向	28 [0.8%]	27	0	1
賃金情報	6 [0.2%]	6	0	0
賃金不払	150 [4.1%]	146	4	0
賃金その他	26 [0.7%]	25	1	0
退職金	1 [0.0%]	1	0	0
労働時間	103 [2.8%]	102	1	0
休日	4 [0.1%]	4	0	0
休暇	122 [3.3%]	112	9	1
休業	234 [6.4%]	200	32	2
休職・復職	66 [1.8%]	65	0	1
安全衛生	8 [0.2%]	8	0	0
服務・懲戒	11 [0.3%]	11	0	0
解雇	201 [5.5%]	158	41	2
雇止め	265 [7.3%]	222	41	2
退職	160 [4.4%]	156	0	4
定年制	1 [0.0%]	1	0	0
女性	18 [0.5%]	16	1	1
育児休業	18 [0.5%]	16	1	1
介護休業	7 [0.2%]	7	0	0
その他	44 [1.2%]	44	0	0
労働福祉	296 [8.1%]	284	7	5
雇用保険	95 [2.6%]	93	1	1
労災保険	46 [1.3%]	44	1	1
健保・年金	147 [4.0%]	139	5	3
教育・訓練	3 [0.1%]	3	0	0
福利厚生	4 [0.1%]	4	0	0
その他	1 [0.0%]	1	0	0
人間関係	619 [16.9%]	553	60	6
職場の嫌がらせ	420 [11.5%]	381	35	4
セクシュアルハラスメント	28 [0.8%]	27	1	0
マタニティハラスメント	7 [0.2%]	6	0	1
その他	164 [4.5%]	139	24	1
その他の問題	702 [19.2%]	598	93	11
雇用関連	122 [3.3%]	121	1	0
企業再編	0 [0.0%]	0	0	0
企業倒産	2 [0.1%]	2	0	0
偽装請負	3 [0.1%]	3	0	0
損害賠償・慰謝料	55 [1.5%]	34	21	0
税金	4 [0.1%]	4	0	0
障害者	5 [0.1%]	5	0	0
高年齢者	1 [0.0%]	1	0	0
派遣関連	458 [12.5%]	381	69	8
その他	52 [1.4%]	47	2	3

[] は構成比 (%)

<派遣労働関連のあっせん事例>

【事例1】 契約期間途中での契約終了

相談者は派遣社員としてコールセンターに勤務していたが、契約期間の途中で派遣先から注意を受けた直後、派遣元から即日契約終了を通告された。相談者は、残りの契約期間の補償を会社に求めたが、自己都合退職扱いとなっているという理由で対応がなされなかった。自ら辞めるとは言っていないし、退職届も未提出であり納得がいかず、センターに相談のため来所した。

センターから会社に事情を聞いたところ、相談者の対応でクレームになることが複数回あり、派遣先から契約終了したいと連絡があった。また、派遣先からの話を相談者に伝えた際、本人から「それであれば辞める。」との発言があったため退職処理したもので、解雇ではないとの主張であった。

センターから、相談者の退職の意思表示が明確でない中で自己都合退職扱いとすることは拙速と思われること、契約期間途中で派遣契約が終了した場合は新たな就業機会の確保や休業手当の支払い等の必要があることを説明した。その結果、派遣元から一定の解決金の支払いで問題を早期解決したいとの意向を受け、センターにて調整をして労使で合意に至ったためあっせんで終了した。

【事例2】 有給休暇付与条件の解釈

相談者は、派遣社員として商業ビル内の洋品店で勤務していたが、有給休暇について派遣元会社と認識の違いがあり、センターに相談のため来所した。相談者の説明によると、改装に伴う店舗休業で一時的に業務が無かったことを理由に、勤続年数をリセットされてしまい有給の付与日数が少なくなっている、ということだった。

相談者は派遣会社と自主交渉をしていたが、状況が変わらなかったことから、センターが派遣会社に有給休暇の付与について労働基準法に基づいて説明を行った。一時的な休業はあったが、その間も雇用自体は継続していたことから、派遣元会社は認識を改め、法定どおりの有給休暇を付与することになり、あっせんで終了した。